

都監委告示第1号

平成29年6月15日

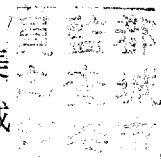
監査結果に基づく措置状況等の公表について

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、その内容について公表する。

- 1 監査の種類 随時監査
- 2 監査結果公表 平成28年12月28日
- 3 措置状況 別紙のとおり

都 城 市 監 査 委 員  
都 城 市 監 査 委 員

新井 克美  
上之園 誠



区 分	主な指摘事項	措置状況
第4 監査の結果 3 改善、検討をすべき事項		
(1) 政務費収支報告書等について	「視察報告書」「研修報告書」について、政活手引において公開する文書として明記すべきである。	政活手引第4章(2)「公開する内容」に、「視察報告書」「研修報告書」を追記しました。
(2) 会計帳簿について	会計帳簿について政活規則又は政活手引で定義し、透明性を図る必要がある。	政活手引第6章「1 政務活動費の交付及び運用管理について」で、「会計帳簿とは『収支報告書』及び『出納簿』をいう」と定義しました。
(3) 政務活動費の専用口座について	政務活動費の管理方法について、政活規則あるいは政活手引で、専用口座を設ける旨を明記すべきである。	政活手引第6章「1 政務活動費の交付及び運用管理について」で、「会派の開設する専用口座で管理する」ことを明記しました。
(4) 政務活動費の支払時期・方法について	議員個人が立替払いをした場合の「政務活動費出納簿」の出納日は、領収した日とするのか、精算をした日とするのかについて、政活規則あるいは政活手引で明記すべきである。	出納日については、平成29年度中に議会運営委員会で協議し、政活手引に明記します。
	政活規則あるいは政活手引で、専用口座の預金利息(受取利息)等、政務活動費に関する収入の取扱手続を明らかにすべきである。	政活手引第6章「1 政務活動費の交付及び運用管理について」で、「発生した預金利息は、雑収入として収支報告書に計上する」ことを明記しました。
(5) 按分による支出について	仙台高等裁判所平成19年4月26日判決を根拠に、実体に合った方法により難しい場合はすべて、形式的・一律的に、按分の割合を1/2を上限とする政活手引の取扱いについては、疑問があると解さざるを得ない。	今後、検討課題として議会運営委員会で協議します。

<p>(6) 備品の管理と返却について</p>	<p>会派が政務活動費により購入した備品について、会派が議員の任期満了等により解散した場合における取扱いについて、条例で明らかにすべきである。</p>	<p>備品の耐用年数、及び会派が解散した場合の備品の取扱いについては、平成 29 年度中に議会運営委員会で協議し、明らかにします。</p>
<p>(7) 領収書の取扱いについて</p>	<p>必要な記載事項が遺漏している領収書を受領した場合は、会派会計責任者は、領収書自体ではなく、「領収書等貼付用紙」に、この領収書に遺漏している必要事項を補記した旨及び補記した年月日等を記載して、署名又は記名押印する等の措置を講ずるのが相当であろう。</p>	<p>政活手引第 4 章 (4)「領収書等について」に、「領収書の記載項目」と、補記する場合は領収書ではなく台紙(領収書貼付用紙)に記入することを明記しました。</p>